

別表第1（第4条、第11条関係）

	補助対象事業 (事業区分)	補助事業者	補助要件	経費 区分	種別 (費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
I プラン策定・事前調査段階	1 試作開発準備事業 製品（機械又は設備）の構想段階から基本設計までの取組を行う事業	県内に本社又は主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。）	・県内の事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。	事業費	謝金	指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼としての経費	【個別事業者】 補助率：2分の1以内 補助限度額：100万円
					旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費	
					調査検討費	企画段階から試作開発段階に進むか否かを判断するために必要な次に掲げる経費 【原材料費及び消耗品費】 原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費 【装置・工具器具類購入費】 機械装置その他備品の製作、購入又は改造に要する経費 【調査事務費】 会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等）	
					委託費	企画段階から試作開発の段階に進むか否かを判断するために必要な委託調査に要する経費	
II 試作開発・商品開発段階	2 新商品・新役務開発事業 (1) 新商品・新役務の開発研究に関する事業 ア 新商品及び新役務の商品化のための開発設計事業 イ 新商品の商品化のための設備の運転研究事業 (2) 新商品の事業化に関する事業 ア 新商品のための試作及び改良 イ 商品化された新商品のデザイン等の改善事業 ウ 商品化された新商品及び新役務の求評事業 (3) 研究会発事業化プランの実施に必要な経営及び技術に関する研修等であって、構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの (4) (1)から(3)のほか、研究会発事業化プランの実施に必要な新商品及び新役務の開発事業として知事が適当であると認めた事業	事業化プランが認められた中小企業者等又はこれらの者が複数で連携する事業体		事業費	謝金	委員謝金、専門家謝金及び実習企業謝金	【事業体】 補助率：3分の2以内 補助限度額：400万円 (6とあわせて)  【個別事業者】 補助率：2分の1以内 補助限度額：300万円 (6とあわせて)
					旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費及び研修旅費	
					研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費、産業財産権等の権利取得に要する経費、外注費、技術コンサルタント料及び構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費	
					庁費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、教材費、消耗品費、雑務費、原稿料及び受講料	
					委託費	研究会発事業費及び人材育成事業費の一部を委託する経費 (注1) 上限は、原則補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 (注2) 委託契約を締結することを必要とする。	
3 試作開発事業 新たな製品（機械又は設備）の開発に取り組む事業	県内に本社若しくは主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。）又は連携して事業を実施する事業体  ※「事業体」とは、受発注の関係ではなく、それぞれの経営資源を持ち寄り、連携して事業を実施する複数の個別事業者のことをいう。	・事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。	設備費	機械装置費	機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	【事業体】 補助率：3分の2以内 補助限度額：1,350万円  【個別事業者】 補助率：2分の1以内 補助限度額：1,000万円	
				構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (注) 補助対象となる構築物は、プレハブ等の定着性を有しない簡易なものに限る。		
				労務費	直接人件費		試作開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の試作開発業務時間に対応する人件費 (注) 人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。
				事業費	謝金		指導、助言等を受けるために招へいした専門家に謝礼としての支払に要する経費
					旅費		社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費
					原材料費		原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
				外注加工費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費 (注) 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。		
II 試作開発	3 試作開発事業 新たな製品（機械又は設備）の開発に	県内に本社若しくは主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。）又は連携して事業を実施する事業体	事業費	その他調査事務費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等）	【事業体】 補助率：3分の2以内 補助限度額：1,350万円	
				特許等取得費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） (注1) 試作開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要なものに限る。 (注2) 審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。		

	補助対象事業 (事業区分)	補助事業者	補助要件	経費 区分	種別 (費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
商品 開発 段階	新たな製品（機械又は設備）の開発に 取り組む事業	※「事業体」とは、 受発注の関係ではな く、それぞれの経営資 源を持ち寄り、連携し て事業を実施する複数 の個別事業者のことを いう。	いずれかを有すること。	業 費	委託費 (開発)	支援機関に試作開発の一部を委託する場合の経費 (注1) 支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注2) 上限は、補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 (注3) 委託契約を締結することを必要とする。	【個別事業者】 補助率：2分の1以内 補助限度額：1,000万円
					委託費 (性能評価)	支援機関に性能評価を委託する場合の経費 (注1) 支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注2) 委託契約を締結することを必要とする。	
Ⅲ 販	4 製品改良事業（国内向け） 自社製品（機械又は設備）を商品化する ための改良に取り組む事業	県内に本社若しくは主 たる事業所を有する単 独の中小企業者（「個 別事業者」という。） 又は連携して事業を実 施する事業体	・事業所に製造、加工、組立又は検査の工程の いずれかを有すること。	設 備 器 費	機械装置費	機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は 修繕に要する経費	【事業体】 補助率：3分の2以内 補助限度額：1,350万円  【個別事業者】 補助率：2分の1以内 補助限度額：1,000万円  ※1事業につき、補助限度額 に達するまで何度でも申請す ることができる。
				労 務 費	直接人件費	製品改良に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に 限る。）の試作開発業務時間に対応する人件費 (注) 人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。	
				事 業 費	謝金	指導、助言等を受けるために招へいた専門家に謝礼としての支払に要 する経費	
					旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいた専門家の旅費	
	原材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費					
	5 製品改良事業（海外向け） 自社製品（機械又は設備）を海外に向 けて商品化するための改良に取り組む 事業	※「事業体」とは、 受発注の関係ではな く、それぞれの経営資 源を持ち寄り、連携し て事業を実施する複数 の個別事業者のことを いう。	・事業所に製造、加工、組立又は検査の工程の いずれかを有すること。	外注加工費	外注加工費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外 注先への支払に要する経費 (注) 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。	【事業体】 補助率：3分の2以内 補助限度額：1,350万円  【個別事業者】 補助率：2分の1以内 補助限度額：1,000万円  ※1事業につき、補助限度額 に達するまで何度でも申請す ることができる。
					試 作 機 械 装 置 製 造 費	完成した試作機（以下「試験機」という。）の実証テストや、複数個所 で磨き上げを行うための試験機を製造するために必要な材料、副資材及 び消耗品の購入に要する経費 (注) 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。	
					そ の 他 調 査 事 務 費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転 に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等）	
					特 許 等 取 得 費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願の ための翻訳料等） (注1) 試作開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要なもの に限る。 (注2) 審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。	
					委 託 費 (開 発)	支援機関に試作開発の一部を委託する場合の経費 (注1) 支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注2) 上限は、補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 (注3) 委託契約を締結することを必要とする。	
委 託 費 (性 能 評 価)					支援機関に性能評価を委託する場合の経費 (注1) 支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 (注2) 委託契約を締結することを必要とする。		
Ⅲ 販	6 販路開拓・人材育成事業 (1) 展示会又は見本市への参加 国内等において販路開拓のため に行われる展示会等への参加 (2) 販路開拓指導等 ア 専門コンサルタントへの委嘱 等により行う販路開拓に関する 調査及び指導 イ 新製品等の販路開拓のための	(1) 事業化プランが認 められた中小企業者等 又はこれらの者が複数		謝金	委員謝金、専門家謝金及び実習企業謝金	【事業体】 補助率：3分の2以内 補助限度額：400万円 (2とあわせて) 【個別事業者】 補助率：2分の1以内 補助限度額：300万円 (2とあわせて)	
				旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費及び研修旅費		

	補助対象事業 (事業区分)	補助事業者	補助要件	経費 区分	種別 (費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
路 開 拓 ・ 拡 大 段 階	1 ウ 新商品等の販路開拓等のための 広報事業 品質表示（品質保証表示等を行 う事業を含む。）事業 (3) 研究会発事業化プランの実施 に必要な経営及び技術に関する 研修等であって、構成員及び その後継者並びに従業員等を 対象とするもの (4) その他研究会発事業化プラン の実施に必要な販路開拓事業 に相当であるとして知事が認 めた事業（再認定に係る商品 のブラッシュアップ等）	で連携する事業体（再 認定分含む）  (2) トップランナー事 業として認められた成 長支援プランの達成に 取り組む個別事業者	補助対象事業者の(2)については、第2条第5号 に規定する成長支援プランとして認められた事 業であり、当該プランに係る売上高が1億円以 上の増額が見込めること。	事業 費	庁費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損 料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、教材費、消耗品費、雑 務費、原稿料及び受講料、検査器具購入費、会場整備費、保険料及び ホームページ作成費	【トップランナー事業】 補助率：2分の1以内 補助限度額：300万円  【再認定分に係る補助要件】 (1) 再認定分に係るプラン の補助金交付については、1 回のみとする。 (2) 再認定に係る交付限度 額は、第6条に規定する補助 限度額から既補助金交付済額 を差し引いた額を上回らない ものとする。
					委託費	販路開拓事業費及び人材育成事業費の一部を委託する経費 (注1) 上限は、原則補助対象経費総額の3分の1を超えない額とする。 (注2) 委託契約を締結することを必要とする。	
IV 設 備 投 資 段 階	7 生産設備等導入事業 (成長分野) 生産設備の導入に関する事業 商品化された新商品等の生産 に係る施設整備事業	県が設置した高知県成 長分野育成支援研究会 で「研究会発事業」と して事業化プランが認 められた中小企業者等 又はこれらの者が複数 で連携する事業体		事業 費	生産体制整備 事業費	事業実施に必要な工事請負費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改 良、据付け、借用又は試運転に要する経費、技術コンサルタント料及び 建物又は構築物の購入、建造、改良、据付け又は借用に要する経費	【事業体】 補助率：10分の1以内 補助限度額：1,000万円 (2と6とあわせて) 【個別事業者】 補助率：10分の1以内 補助限度額：500万円 (2と6とあわせて)
IV 設 備 投 資 段 階	8 設備投資促進事業 (標準型)	現に県内で1年以上製 造業を営んでいる事業 者	【設備投資を行う場合】 次の全ての要件を満たす必要がある。 (1) 工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を 行うこと。 (2) 補助対象経費の合計が2,500万円以上であるこ と。 (3) 補助事業の実施のために、金融機関等から、3 年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによ る融資（預金担保融資を除く。）を受けること。 (4) 補助事業の実施により生じた県内での新規雇用 者数が1人以上であって、新規雇用の基準となる従 業員数（※）から1人以上増加すること、または売 上高10億円以下の事業者については県経済への貢献 額（県内取引増加額又は処遇改善額）が年300万円以 上であること。  ※新規雇用の基準となる従業員数とは、原則とし て、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者 台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金 の交付申請日の直近1月以内の時点とその日から6 月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。  【設備投資と併せて津波避難施設を整備する場合】 (1) 高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事 業費補助金を利用する場合 次の全ての要件を満たす必要がある。 ア工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行 うこと。 イ補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。 ウ補助事業の実施のために、金融機関等から、3年 以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる 融資（預金担保融資を除く。）を受けること。 エ補助事業の実施において、基準となる従業員数 （※）を維持すること。  ※基準となる従業員数とは、原則として、公共職業 安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載さ れている従業員数のうち、この補助金の交付申請日 の直近1月以内の時点とその日から6月前の時点と を比較して多い方の従業員数をいう。  (2) 高知県民間活力活用津波避難施設整備促進事 業費補助金を利用しない場合 【設備投資を行う場合】と同様	機 械 装 置 （ 減 価 償 却 資 産 に 限 る。 ）	工場等の生産性向上に資する機械装置の取得（これに伴って、工場等の 新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う経 費を含む。）に要する経費	【設備投資を行う場合】 補助率：6.8パーセント以内 補助限度額：3,400万円  【設備投資と併せて津波避難 施設を整備する場合】 (1) 高知県民間活力活用津波避 難施設整備促進事業費補助金 を利用する場合 ①新規雇用を行う場合、また は売上高10億円以下の事業者 については県経済への貢献額 （県内取引増加額または処遇 改善額）が年300万円以上であ る場合 補助率：10.0パーセント以内 補助限度額：5,000万円 ②新規雇用を行わない場合 補助率：6.8パーセント以内 補助限度額：3,400万円  (2) 高知県民間活力活用津波避 難施設整備促進事業費補助金 を利用しない場合 【設備投資を行う場合】と同 様	
				土 地			
				建 物 及 び そ の 附 属 設 備			

	補助対象事業 (事業区分)	補助事業者	補助要件	経費 区分	種別 (費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
IV 設備投資段階	9 設備投資促進事業 (特別型)	現に県内で1年以上製造業を営んでいる事業者	<p>次の全ての要件を満たす必要がある。</p> <p>(1)売上高10億円以下の事業者であること。</p> <p>(2)工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。</p> <p>(3)補助対象経費の合計が2,500万円以上であること。</p> <p>(4)補助事業の実施のために、金融機関等から、3年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資(預金担保融資を除く。)を受けること。</p> <p>(5)補助事業の実施により生じた県内での新規雇用者数が2人以上であって、新規雇用の基準となる従業員数(※)から2人以上増加すること。</p> <p>※新規雇用の基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近1月以内の時点とその日から6月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。</p>	産(減機 に価械 限償装 る。置 資)	工場等の生産性向上に資する機械装置の取得(これに伴って、工場等の新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う経費を含む。)に要する経費	補助率:25パーセント以内 補助限度額:3,400万円	
							土地
					建物 その 及び 附属 設備		
	10 設備投資促進事業 (一般型)	現に県内で1年以上製造業を営んでいる事業者	<p>次の全ての要件を満たす必要がある。</p> <p>(1)売上高10億円以下の事業者であること。</p> <p>(2)工場等の生産性向上に資する機械装置の取得を行うこと。</p> <p>(3)補助対象経費の合計が2,000万円以上であること。</p> <p>(4)補助事業の実施のために、金融機関等から、3年以上の返済期間で1,000万円以上の証書貸付けによる融資(預金担保融資を除く。)を受けること。</p> <p>(5)補助事業の実施により生じた県内での新規雇用者数が1人以上であって、新規雇用の基準となる従業員数(※1)から1人以上増加すること又は現に雇用している非正規従業員を正規従業員(※2)に転換し、基準となる従業員数(※1)における正規従業員数から1人以上増加すること。</p> <p>※1 基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近1月以内の時点とその日から6月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。</p> <p>※2 正規従業員とは、事業所別被保険者台帳に記載されている従業員のうち、次のイからホまでの全てに該当する従業員をいう。</p> <p>イ 期間の定めのない労働契約を締結している従業員であること。</p> <p>ロ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。</p> <p>ハ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。</p> <p>ニ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。</p>	(減機 価械 償装 却置 資産 に 限 る。)	工場等の生産性向上に資する機械装置の取得(これに伴って、工場等の新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う経費を含む。)に要する経費	補助率:10パーセント以内 補助限度額:3,000万円	
	土地						
					建物 及び その 附		

	補助対象事業 (事業区分)	補助事業者	補助要件	経費 区分	種別 (費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額
			ホ 同一の事業主に雇用される通常の従業員に適用される就業規則その他これに準ずるものに規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日並びに定期的な昇給又は昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている従業員であること。		属設備		
IV 設備投資段階	11 設備投資促進事業 (IoT型)	現に県内で1年以上製造業を営んでいる事業者	次の全ての要件を満たす必要がある。 (1)工場等の生産性向上に資するIoTを活用した機械装置または専用ソフトウェア（以下「機械装置等」という。）（※1）の取得を行うこと。 (2)取得する機械装置等の補助対象経費の合計のうち、IoTを活用した機械装置等の補助対象経費が8割以上あること。 (3)取得する機械装置等の補助対象経費が400万円以上であること。 (4)補助事業の実施により生じた県内での新規雇用者数が1人以上であって、新規雇用の基準となる従業員数（※2）から1人以上増加すること又は現に雇用している非正規従業員を正規従業員（※3）に転換し、基準となる従業員数（※2）における正規従業員数から1人以上増加すること。		（減価償却装置等に 限る。）	工場等の生産性向上に資するIoTを活用した機械装置又は専用ソフトウェアの取得に要する経費	補助率：25パーセント以内 補助限度額：3,000万円
			※1 IoTを活用した機械装置等とは、複数の機械装置等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種のデータを活用して、監視を行い、かつ、制御及び分析のうち、いずれか1つ以上を行うものをいう。		土地	工場等の生産性向上に資するIoTを活用した機械装置または専用ソフトウェアの取得に伴って、工場等の新設又は増設に係る土地の取得に要する経費	
			※2 基準となる従業員数とは、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近1月以内の時点とその日から6月前の時点とを比較して多い方の従業員数をいう。  ※3 正規従業員とは、事業所別被保険者台帳に記載されている従業員のうち、次のイからホまでの全てに該当する従業員をいう。  イ 期間の定めのない労働契約を締結している従業員であること。  ロ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。  ハ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。  ニ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。  ホ 同一の事業主に雇用される通常の従業員に適用される就業規則その他これに準ずるものに規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日並びに定期的な昇給又は昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている従業員であること。		建物及びその附属設備	工場等の生産性向上に資するIoTを活用した機械装置又は専用ソフトウェアの取得に伴って、工場等の新設又は増設に係る建物の取得又は建物建設工事に要する経費	